

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 給料表

現行の給料表について、国の俸給表の改定状況等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

民間事業所における支給状況及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

3 初任給調整手当

人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

4 改定の実施時期

この勧告による改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、実施すること。